

## 十日町市重点支援臨時対応事業所販路拡大支援事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 原材料価格等が高止まる中、市内事業者等の売上向上につながる販路拡大の取組みを支援するため、予算の範囲内で補助金を交付し、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に本社又は主たる事業所を有する事業者の他、市長が適当と認める団体若しくは個人であること。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る店舗等

イ 十日町市暴力団排除条例（平成24年十日町市条例第4号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有している者が営業している店舗等

(2) 納付期限の到来した市税を完納していること。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、展示会、見本市又は品評会等の参加に係る事業であり、令和9年2月28日までに完了する事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）を含まないものとする。

(1) 展示会、見本市又は品評会等に出展及び出品するために要する経費であって、出展及び出品料、レンタル料、会場借上料、商品運送料、展示装飾費、広告宣伝費及び車両借上料（レンタカーに限る。）に係る経費。

(2) 海外への出展及び出品の場合は、前号の費用に渡航費、通訳雇用費に係る経費。

2 補助対象事業に関し他の補助金を受けている場合は、補助対象経費からその額を差し引くものとする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1とし、国内は10万円を上限、海外は20万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、十日町市重点支援臨時対応事業所販路拡大支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 同一事業者による申請は、同一年度内2回までとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、書類を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助事業者に対し、十日町市重点支援臨時対応事業所販路拡大支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

(補助金の変更等の申請)

第8条 補助事業者(前条の規定により補助金の交付の決定を受けたものをいう。以下同じ。)は、前条の内容、若しくは交付申請の額を変更又は補助事業(前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業をいう。以下同じ。)を廃止しようとするときは、あらかじめ十日町市重点支援臨時対応事業所販路拡大支援事業補助金変更承認申請書(様式第3号)又は十日町市重点支援臨時対応事業所販路拡大支援事業補助金廃止承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の変更等の決定)

第9条 市長は、前条の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、承認する場合は、補助事業者に対して、十日町市重点支援臨時対応事業所販路拡大支援事業補助金変更承認通知書(様式第5号)又は廃止承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、十日町市重点支援臨時対応事業所販路

拡大支援事業補助金実績報告書兼請求書（様式第7号）に必要な書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。同時に同様式により補助金の請求をすることとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、前条の規定により請求を受け交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要領の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業者に対し、十日町市重点支援臨時対応事業所販路拡大支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し十日町市重点支援臨時対応事業所販路拡大支援事業補助金返還命令書（様式第9号）により補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は令和8年4月1日から適用する。